

(表)

エックス線装置設置届 (記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 下関市立下関保健所長

〒751-0006
 届出者 住所 管理者自宅住所
 (管理者) 氏名 管理者氏名

下記のとおりエックス線装置を備えたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

施設の名称	しものせきころんクリニック	電話	231 - 1711
所在地	下関市南部町1番1号		

エックス線装置に関する事項				
製作者	しものせきころん製作所		連続	KVP mA
型式	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇		短時間	〇〇 KVP 〇〇 mAs
台数	1台	エックス線管の数	1管球	蓄放式 KV μF
用途	透視用・ 一般撮影用 ・CT・歯科用・その他()			
設置年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
エックス線装置の障害防止に関する構造設備 該当する項目のみご記載ください				
医療法施行規則第30条第1項第1号に規定するエックス線管及び照射筒の遮蔽	有・無	撮影用装置	照射野絞り装置	有・無
			医療法施行規則第30条第3項第2号に規定する焦点皮膚間距離	45 cm
付加ろ過板の総ろ過	2.5 mm AL当量/Mo当量	胸部集検用	利用線錐が角錐型かつ照射野絞り装置	有・無
患者への入射線量率(50mGy/分)	以下・超		接触可能表面から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有・無
高線量率透視制御装置	有・無	移動型・携帯型装置	遮蔽物から10cmの距離において1μGy/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物	有・無
透視時間の積算及び一定時間経過時の警告ができるタイマー	有・無		エックス線管焦点及び患者から2m以上離れて操作できる構造	有・無
焦点皮膚間距離保持装置(最短距離30cm)又はインターロック	有・無	治療用装置	保管場所	
照射野絞り装置	有・無		ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有・無
受信器通過エックス線空気マーカ率(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下 150μGy/時超	口内法装置	利用線錐以外のエックス線遮蔽手段	有・無
最大照射野外3cmを通過したエックス線の空気マーカ率(接触可能表面から10cm)	150μGy/時以下 150μGy/時超		照射筒先端における照射野の直径	cm

(裏)

エックス線診療室の障害防止に関する構造設備							
画 壁 等 の 構 造	構造概要		構造又は材料	厚さ cm	画壁等の外側における実効線量	1mSv/週以下 1mSv/週超	
	天	井	コンクリート	20.0cm	操 作 室	有 ・ 無	
	床		コンクリート	20.0cm	出入口における使用中の表示	有 ・ 無	
	画 壁	東	鉛複合板	1.5mPb	標 識	有 ・ 無	
		西	鉛複合板	1.5mPb		注 意 事 項 の 掲 示	有 ・ 無
		南	鉛複合板	1.5mPb		区 域 の 設 定	有 ・ 無
		北	鉛複合板	1.5mPb		管 理 区 域	1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超
	監視用窓	含鉛ガラス	1.5mPb	境界における実効線量	1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		
	出入口の扉	鉛入扉	1.5mPb	標 識	有 ・ 無		
	その他の開口部			立 入 制 限 措 置	有 ・ 無		
その他障害の予防装置							
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量		250 μ Sv/3月以下 250 μ Sv/3月超	従業者等の 被ばく防止	防護用具(防護前掛等)	有 ・ 無		
入院患者の実効線量(診療により被ばくする放射線を除く。)		1.3mSv/3月以下 1.3mSv/3月超		被ばく放射線 測定器具	フィルムバッチ・ ポケット線量計・ リングバッチ・ TLD・その他 ()		
エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師							
氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴(免許番号及び取得年月日)					
しものせきこころん	医師	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
やまぐちこころん	診療放射線技師	第〇〇〇〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日					

添付書類

- 1 エックス線診療室の周辺図（隣室及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）
- 2 エックス線診療室の見取図（平面図及び側面図）
- 3 敷地の境界までの実効線量の測定結果（測定することが著しく困難な場合にあっては、その計算値）を記載した書類
- 4 エックス線装置のカタログ

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。